

一般 長崎県設備設計事務所協会慶弔規程

社団法人

第 1 条 会員の慶弔については、この規定により祝意又は弔意を表す。

第 2 条 正会員が次の表彰等を受けたときは、顕彰する。

- (1) 叙勲
- (2) 褒章
- (3) 業務に関する所管大臣の表彰
- (4) 業務に関する所管大臣に準ずる公共機関の表彰

2 顕彰の方法は、金額 30,000 円程度で理事会で決定する。

第 3 条 感謝状は、次のいずれかに該当する者に贈呈する。

- (1) 本会の役員として長年在職し、本会の発展に貢献した者
- (2) 正会員として長年在職し、本会の発展に貢献した者
- (3) その他、理事会において前各号に準ずる者と認められた者

2 感謝の方法は、その都度理事会で決定する。

第 4 条 表彰状は、次のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 事務局職員で、永年勤続し顕著な成果を上げ、他の模範とするに足りる者
- (2) その他、理事会において前各号に準ずる者と認められた者

2 表彰の方法は、その都度理事会で決定する。

第 5 条 会員の不幸に際しては、次の基準により金品を贈り弔意を表す。

- (1) 正会員死亡の場合は、30,000 円程度の範囲で生花又は花環もしくは香典
- (2) 準会員死亡の場合は、10,000 円程度の範囲で生花又は花環もしくは香典
- (3) 前号の規定に関わらず、必要に応じて生花又は花環、香典、弔電、見舞金等

第 6 条 この規定は、会員又は会員の家族並びに関係団体等からの通知によって会長が実施する。

第 7 条 この規定による正会員、準会員、賛助会員とは本会会員名簿に登録された個人及び事務所の代表者とする。

第 8 条 この規定は、会長が理事会の決議を経て改廃することができる。